



湾岸・アラビア半島地域ニュース

UAE：労働問題に関連する措置

(9月14-18日付現地各紙)

1. 違法労働者への罰則強化

- (1) 労働省は、違法労働者が労働力の一部として扱われないよう、就労規則を愚弄する者への罰則強化を検討中である。アル・ザフミー労働省次官は、今後数週間以内に新しいルールが発効すると述べた。
- (2) 労働省の起草した新ルールによると、訪問ビザで入国後の就労が見つかった者は、終身刑に処せられる。そうした労働者を雇用した者には、5万ディルハム(約156万円)の罰金、違法入国者を雇用した者には、10万ディルハム(約312万円)の罰金が科される。

2. 違反企業への罰則強化

- (1) 17日、カアビー労働相は、10月1日から違反企業に適用される種々の措置を含む省令を発した。同省令は、下記7項目の違反事例を含み、違反企業に最終的な閉鎖を避けるために三度の機会を与えている。

違法な手段で入国した者

スポンサーから逃亡した者

(労働省から無認可で雇用した場合)異なる企業をスポンサーとする者

フリーゾーンから労働許可を得ている者

労働許可を持たない家事労働者

政府機関・準政府機関で働く者

訪問・観光・トランジットの何れかのビザで入国した者

- (2) の違法手段で入国した者を雇用した企業が、(企業規模・従業員数等による分類で)A、Bランクの企業ならば、1回目の違反でCへの格下げと1年間の営業停止、2回目の違反で2年間の営業停止、3回目の違反で3年間の営業停止となる。
- (3) 同省令第2条は、違反事例を立証するための書面審査を定めており、同第3条は、3回以上の違反につき、当該企業の営業許可取消を可能としている他、事前承認なしに訪問若しくはトランジット・ビザで入国した者について、労働省に最低1年間の労働許可発行拒否を認めている。

3. 銀行振込による給与支払の義務化(17日、カアビー労働相の発言)

内閣決定により、2008年1月以降、UAE国内の全企業は、給与を銀行振込で支払い、銀行口座を開設するか、労働者の給与引き出しと海外送金を可能とするスマート・カードを発行しなければならない。かかる措置をとらない企業に対し、労働許可を発給しない等の罰則が科される。同システムは、各企業の給与支払状況を労働省が瞬時に監視・チェックするのを助けるであろう。新システムへのスムーズな移行のため、今後、West Union、Workers Equity、Empostの両替会社3社とMOUに署名する予定である。